

福島県知事 内堀 雅雄 殿

葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和3年2月19日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく10年が経過するが、原子力災害はいまだ収束せず、今もなお、多くの村民が住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で辛い避難生活を続けており、心身ともに疲弊している現状にある。

このような中、本村では、平成28年6月12日に一部地域を除く避難指示が解除されて以来、住民が徐々に帰村しているものの、帰還率は3割程度に留まっている。

また、帰還困難区域の一部については、平成30年5月に特定復興再生拠点区域復興再生計画が国に認定され、除染や家屋解体が始まっており、ようやく村全体の復興に向けて動き出しているものと認識している。

村では、震災後に順次策定した「第1次葛尾村復興計画」、「かつらお再生戦略プラン」及び「葛尾村中心拠点等整備計画」等に基づき、復旧・復興に取り組んでいるが、諸課題が山積し、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にあり、村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが立ちまわっている。

村の復興・再生と村民の生活を守るため、県の責務として被災市町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう、次のとおり要望する。

＜要望事項 1＞

帰還困難区域における復興・再生について

(1) 特定復興再生拠点区域 《重点要望》

葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画の策定により、ようやく避難指示解除の道筋が見えつつあるものの、当該地区住民のふるさとへの帰還意欲は他地区に比べて減退している。

地域住民の要望・意見を十分に尊重し、区域内の除染及び劣化した家屋の解体撤去が実施されているが、避難指示解除準備区域及び居住制限区域で講じられた支援が同様に受けられ、かつ、意欲のある住民が帰還できるよう、財政面・人材面等あらゆる側面から地区の復興を後押しすること。

(2) 特定復興再生拠点区域外 《重点要望》

拠点区域外における除染や家屋解体の見通しが示されていない現状に住民は不安を募らせている。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意を示した国に対し、村とともに拠点区域外の除染や避難指示解除に向けた具体的な方針を早急に示すよう求めること。

＜要望事項 2＞

村全体の復興について

(1) 中長期的な財源の確保 《重点要望》

復興が確実に成し遂げられるよう、震災復興特別交付税措置の継続や復興交付金、福島再生加速化交付金、帰還環境整備交付金及び被災者支援総合交付金等の予算確保や弾力的な運用など、中長期にわたる財源の確保について支援を行うこと。

また、特定被災地方公共団体に対して適用されている交付税措置の基準となる人口について、現在の措置を継続するとともに、小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）及びその他教育費（幼稚園等の小学校就学前子どもの数）における特例率について、当面の間継続するよう、村とともに国に求めること。

(2) 復興に係る人的支援の継続 《重点要望》

村の復興が、ハード事業からソフト事業中心へと新たな段階に入り、様々な行政サービスを持続可能な形で展開するための仕組みづくりなど、難しい行政課題に対応できる人材が早期退職等により不足している。

正規職員の採用に努めてはいるものの、行政経験の浅い職員が半数以上を占める現状であり、引き続き即戦力となる人材が必要であることから、そのための財政支援も含め、継続的に支援すること。

(3) 復興を支える道路の改良・整備の促進《重点要望》

ア 主要地方道浪江三春線の狭隘箇所解消

産業団地整備を始め、企業活動が促進されてきており、基幹軸道路として、物流、交流促進等による大型車の輸送などこれまで以上に道路の重要性が増していることから、主要地方道浪江三春線の次の狭隘箇所を解消し、大型車が安全安心に通行できるよう、小出谷工区・境ノ岫工区の整備を促進すること。

イ 主要地方道浪江三春線の急勾配箇所の解消

主要地方道浪江三春線の鷹巣峠付近は、カーブ及び急勾配であるため、冬期間の大型車の通行が危険な状態となっている。勾配を緩やかにすることで、冬期間の大型車の通行を安全かつ容易なものとする。

ウ 主要地方道浪江三春線の「ふくしま復興再生道路」と同等の位置づけ

主要地方道浪江三春線は、交通の要衝である郡山市を中心とした県中央部と福島イノベーション・コースト構想の拠点の1つである南相馬市や浪江町を最短で結ぶルートである。同構想の促進を図る上でも、主要地方道浪江三春線は重要な路線であるため、「ふくしま復興再生道路」と同等の位置づけとし、重点的に整備を進めること。

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の体制整備《重点要望》

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施については、感染拡大抑制のための重要な柱であり、実施にあたっては、万全の体制が求められている。

本村は、予防接種が可能な医療機関が田村医師会の支援を受けて、週1回半日の診療を行う村立診療所のみであることに加え、原子力発電所事故により、県中地区を中心に避難を続ける住民が多いことから、全ての住民の予防接種を村内で実施することが、非常に困難な状況である。

予防接種については、市町村において実施することとなっているが、円滑に実施できるよう、県において各市町村の医療体制を踏まえた体制の整備に努めること。

(5) 移住・定住の促進や交流人口の拡大

村の将来を考える上で、「人」という財産は、必要不可欠である。

新たな住民の移住・定住の促進、交流人口の拡大等、新たな活力を呼び込む取組を行うために必要な予算や人材の確保等について、長期的かつ十分な支援を行うこと。

(6) 一般県道の通行の確保

震災前から利用していた県道落合浪江線がいま

だ通行できない状況が続いており、迂回を余儀なくされているため、関係機関との協議を進める等、早急に通行できるよう対策を講じること。

(7) 農林畜産業及び商工業への継続的な支援

住民の帰還や村の復興推進のためには、村の主要産業である農林畜産業・商工業の意欲ある担い手や事業者に対する強力な支援が不可欠であるが、再開した事業者等も将来に向けて大きな不安を抱えている。

村の主要産業である農林畜産業・商工業の事業者等が安定的に事業を再開し、運営できるように必要な財政面での継続的な支援を行うこと。

(8) ほ場整備事業の継続

中山間地域である村の営農再開、農地活用と荒廃抑制のためには、ほ場整備事業が不可欠である。

実施に当たっては、村の実情に合わせて柔軟に対応するとともに、長い事業期間が必要になることから令和3年度以降も継続すること。

(9) ふくしま森林再生事業の継続

原発事故の放射性物質の影響により森林整備が停滞することで、里山の荒廃や中山間地域の衰退が懸念される。それらを防ぐためには、本事業の継続は必須である。

除染を実施していない山林の放射能の影響は大

きく、住民からの森林整備に関する要望が強くあがっているため、村内全域の施業が終了するまで事業を継続すること。

(10) 企業誘致に関わる財源確保等

村の産業再生と雇用確保の観点から、産業団地の造成や企業誘致は非常に重要であるため、企業誘致に係る強力な企業立地支援策を追加するとともに、令和3年度以降においても、ふくしま産業復興企業立地補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等の募集を継続するとともに十分な予算を確保すること。

(11) 介護保険、国民健康保険等への支援の継続

避難によって健康が悪化し、家族が離ればなれになってしまったことが明らかな原因で、介護給付費や医療費等が震災前に比べ大幅に増加している。

当面の間、介護給付費及び医療費等の利用者負担や介護保険料及び国民健康保険税等の免除に対する国の財政支援を継続するとともに、避難による世帯構成の変化や、避難先での施設等入所に伴う住所地特例などのために増加した介護保険並びに国民健康保険の給付費について、必要な財政支援を行うこと。

また、村が被災者に対して実施している保健指導や介護予防事業等に対しても、必要な財政面・人

材面での支援を継続して行うこと。

(12) 生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施

被災者の生活や事業の再建につながる賠償が確実になされるよう、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、国がしっかりと指導を行い、東京電力ホールディングス株式会社に賠償を確実に行わせるよう、国に働き掛けること。

(13) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長

村民にとって、路線バスは重要な移動手段の1つとなっている。

被災地域の生活交通の確保維持が困難な状況であることを鑑み、被災地域地域間幹線系統確保維持事業に係る特定被災市町村の指定による補助対象要件の緩和等の特例措置を令和3年度以降も継続すること。

(14) 高速道路無料措置の延長

住民の多くが今もなお避難している状況で、コミュニティの維持や一時帰宅等で往来する避難住民の負担を軽減するため、避難者に対する高速道路無料措置を令和3年度以降も継続するよう、国に働き掛けること。

(15) 魅力ある少人数教育への支援の継続

村に戻って来た子供たちの保護者から、一人ひとりの力を引き出し育てる、きめ細かな教育が展開されていると好評価を得ている。

再開した学校がこれからもきめ細かな教育が継続していけるよう、引き続き手厚い教職員配置や財政支援を継続すること。

(16) 国際教育研究拠点の整備について

現在、国において検討が進められている「国際教育研究拠点」は、「福島イノベーション・コースト構想」の発展飛躍に向け、地元自治体・企業及び大学等の「地域全体の連携を図る中核拠点」、また、原子力災害による風評被害を払拭するための「国内外への情報発信拠点」などとして、本村では、非常に大きな期待を寄せている。

一方、本村が立地する双葉地方は、原子力災害により、今もなお、極めて厳しい状況に置かれており、真の復興に向けて半ば途上の段階である。

そのため、国際教育研究拠点の立地については、双葉地方での立地を基本とし、同地方が中・長期的に持続的に発展できるよう、被災自治体の想いに寄り添いながら、ともに国に働き掛けること。

以上